

第3期宮崎県歯科保健推進 計画達成に向けた取組について

資料 5

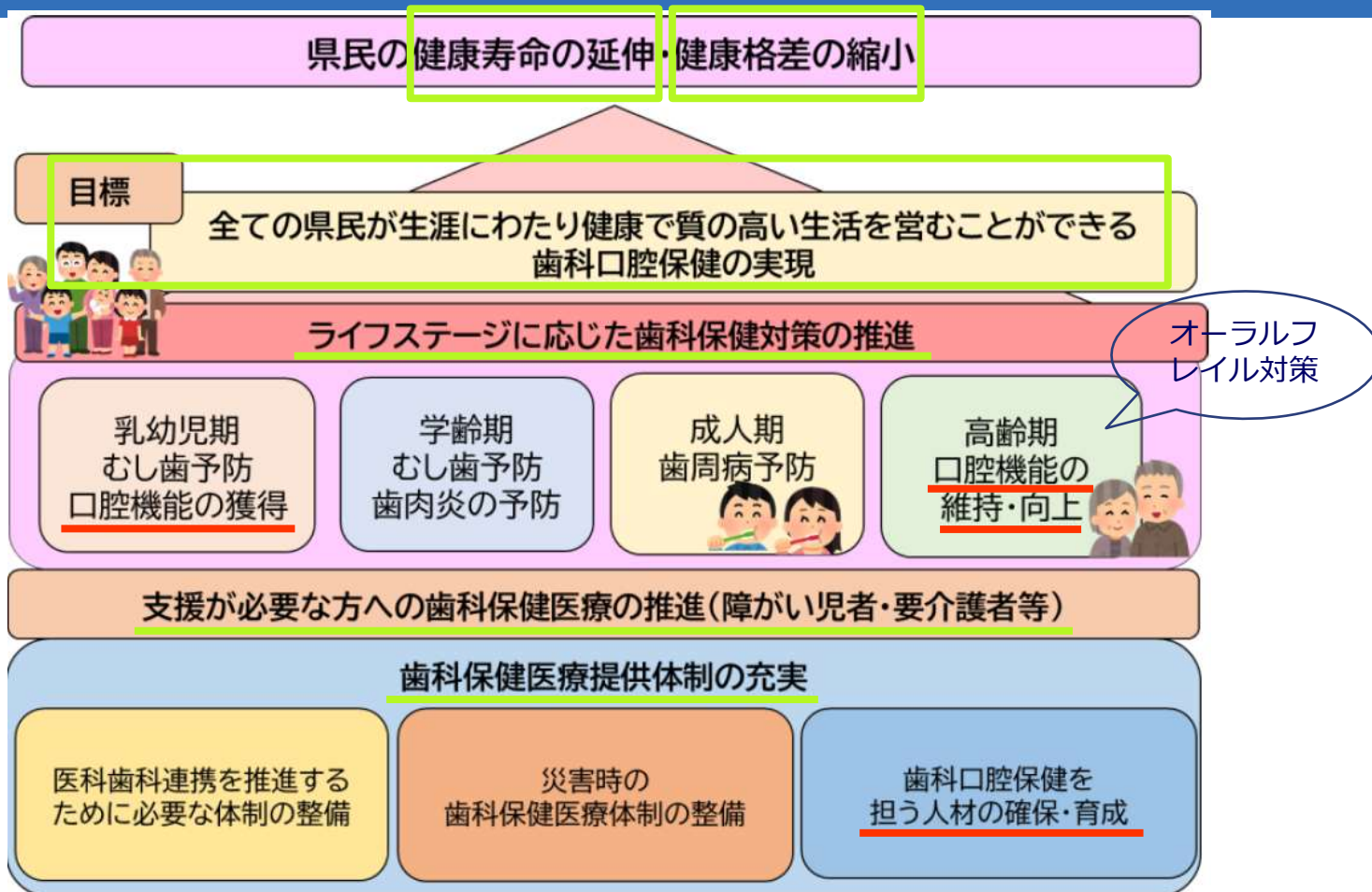


図 計画の目標と基本的な方針

乳幼児期の歯科保健対策について

- 乳幼児期のむし歯は年々減少傾向にあるが、3歳児一人あたりむし歯本数は全国ワースト2位（令和5年度）
- 口腔機能の獲得・維持・向上の一環として、食育を通じたむし歯予防対策を検討してはどうか。

乳幼児期の歯科保健対策について

- 3歳児のむし歯を減らすためには、1歳半健診や2歳児健診、さらにもっと前にアプローチすることが重要。
- 太宰府市では加糖のおやつを毎日与えている保護者も多いことから乳児から就学前の幼児とその保護者に対し、歯科教室（ピッカピッカ歯科教室）を実施し、おやつに対する関心が高まった。

(本)

0.8

0.6

0.4

0.2

0

大きな差!!

東京都 0.13
新潟県 0.14
愛知県 0.17
神奈川県 0.18
静岡県 0.19
石川県 0.20
長野県 0.20
富山県 0.20
埼玉県 0.20
岐阜県 0.21
千葉県 0.21
兵庫県 0.22
滋賀県 0.22
広島県 0.23
鳥取県 0.24
全国 0.24
栃木県 0.26
福岡県 0.27
大阪府 0.28
群馬県 0.28
北海道 0.28
徳島県 0.28
福井県 0.29
山形県 0.29
三重県 0.29
岡山県 0.30
京都府 0.30
奈良県 0.30
山梨県 0.31
高知県 0.31
大分県 0.31
茨城県 0.32
宮城県 0.32
山口県 0.33
秋田県 0.34
和歌山県 0.34
愛媛県 0.35
島根県 0.36
岩手県 0.36
鹿児島県 0.37
熊本県 0.38
香川県 0.38
長崎県 0.38
佐賀県 0.39
沖縄県 0.40
福島県 0.42
宮崎県 0.43
青森県 0.46

令和5年度3歳児一人平均むし歯数

3歳児一人平均むし歯数の推移

年度	R2	R3	R4	R5
宮崎県	0.63 (45)	0.54 (44)	0.56 (47)	0.43 (46)
全国	0.39	0.33	0.28	0.24

(単位:本)

※ ()内は全国順位

地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)

地方公共団体における歯科保健医療業務指針

(R6.3厚生労働省健康局長通知)

第一 都道府県及び保健所における歯科保健医療業務

1 地域歯科保健体制の整備

- (1) 企画・調整・計画の策定・評価
- (2) 行政歯科専門職の確保・配置
- (3) 調査研究
- (4) 情報の収集・提供
- (5) 地域の関係団体及び関係部局との連携
- (6) 生涯を通じた歯科健診の推進
- (7) 障害者に対する歯科保健対策の推進
- (8) 要介護高齢者等に対する歯科保健対策の推進
- (9) 科学的根拠に基づく歯科保健対策の推進
- (10) 口腔保健支援センターの設置運営

2 地域歯科医療提供体制の構築

- (1) 企画・調整・計画の策定・評価
- (2) 障害者に対する歯科医療提供体制
- (3) 要介護高齢者に対する歯科医療提供体制
- (4) 医科歯科連携の推進
- (5) 円滑な歯科医療の提供に向けた病診連携、診診連携
- (6) 災害時歯科保健医療体制の確保
- (7) へき地、離島に対する歯科医療提供体制の確保
- (8) 感染症の感染拡大時における歯科医療提供体制の確保

3 人材の育成・活用

第二 市町村等における歯科保健業務

1 歯科保健事業の企画・実施体制の整備について

- (1) 歯科口腔保健に関する計画の策定・評価
- (2) 行政歯科専門職の確保・配置・育成
- (3) 歯科保健担当職員の資質向上
- (4) 地域の関係団体及び関係部局との連携
- (5) 住民ボランティア団体との連携、育成

2 歯科保健事業等の実施について

(1) 妊娠期における歯科保健事業

平成10 年度から妊婦に対する歯科健診が地方交付税措置されていることを踏まえ、妊産婦に対する歯科健診や歯科保健指導の実施に努めること。

(2) 乳幼児期における歯科保健事業

2歳児、5歳児等における歯科健診の実施。フッ化物配合歯磨剤の早期利用の推奨、フッ化物歯面塗布事業の実施。保育所、幼稚園、認定こども園における集団フッ化物洗口の実施。

(3) 学齢期における歯科保健事業

フッ化物配合歯磨剤の普及。健康格差の縮小等の優れた公衆衛生学的特性を踏まえた集団フッ化物洗口の実施。

第二 市町村等における歯科保健業務

2 歯科保健事業等の実施について

(4)成人期における歯科保健事業

歯周疾患検診、集団健康教育、集団健康相談。喫煙や糖尿病と歯周病との関連や口腔がんに関する普及啓発。乳幼児健診の保護者を対象とした成人歯科健診やがん検診、特定健診等受診時の成人歯科健診。

(5)高齢期における歯科保健事業

高齢者の口腔機能の維持・向上及びオーラルフレイル対策の推進。口腔機能の低下に関する健康教育やアセスメントの実施。

(6)要介護高齢者に対する歯科保健事業

歯科医療機関への通院が困難な在宅要介護高齢者に対する訪問歯科健診。
多職種連携研修の実施

(7)障がい者・障がい児に対する歯科保健事業

障害者・障害児に対する歯科健診の普及医療的ケア児等の障害児に対する訪問歯科健診

(8)歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発・情報発信

(9)地域の特性に応じた歯科保健事業